

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

徳島市は、徳島県東部地域に位置する中核都市であり、古くから商工業の集積地として栄え、県内最大の人口を誇る県庁所在地である。

近年、徳島市の人口は減少傾向にあり、1995年の約26万9千人をピークに2025年1月1日時点で約24万5千人まで減少しており、2050年には約19万2千人にまで減少すると推計されていることから、さらなる少子高齢化の進展により、地域の市場縮小と生産年齢人口の減少が見込まれ、今後、地域経済に大きな打撃を与えるものと見込んでいる。

徳島市は、藍づくりを中心とした藍産業の興隆により全国的にも有数の商業都市に発展し、明治22年10月の市制施行時には、全国第10位の大都市であった。現在は、製造業、卸売・小売業等の総生産額が多く、都市型の産業構成となっている。特に製造業においては、化学工業が市内の製造品出荷額等の約67%を占め、主要産業の1つとなっている。

また、市内の事業所の大半は中小企業者であり、県内に占める中小企業者の割合は99.9%と高く、従業者のうち89.9%が中小企業者の従業者となっている。

令和6年12月の徳島県内の有効求人倍率は1.14倍で、わずかながら増加傾向が続いており、正社員に限っては1.12倍となっている。また、特に事業所が集積している徳島市と周辺町村を含めたエリアでは、同月の有効求人倍率が1.32倍でより高い水準となっていることから、人手不足による労働者ひとりひとりの負担増が想定され、このままでは、特に人員に余裕のない中小企業において、人々の集積や交流を通じたイノベーションの不発等による産業の成長力の低下を招くことが考えられる。

徳島市では、平成26年12月に徳島市中小企業振興基本条例を策定し、中小企業者に対し、販路拡大、人材の確保・育成等の支援を行っているが、さらなる市内の企業の大半を占める中小企業の脆弱な経営基盤の安定化、競争力強化のために生産性向上を図ることで人手不足や労働力の質の低下に対応した事業基盤を構築していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、徳島県の東部地域の中核都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に100件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

徳島市の産業は、小売業、サービス業及び農林水産業など、多様な業種により支えられている。

したがって、本計画において対象とする多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

徳島市の産業は、市内の広域に分布しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象地域は徳島市全域とする。

(2) 対象業種・事業

徳島市の産業は、小売業、サービス業及び農林水産業など、多様な業種により支えられており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの、市税その他本市に納付すべきものを滞納しているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。